

令和3年4月16日

公益社団法人 神奈川県環境保全協議会 御中

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年4月16日、本県に対し、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置を4月20日～5月11日まで適用したことを受け、本県では、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を別添のとおり策定し、必要な措置等を行うことといたしました。

措置区域である横浜市、川崎市、相模原市の飲食店等に対して、重点措置期間中に、法第31条の6に基づき、5時から20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)の要請を行うとともに、措置区域以外の飲食店等に対しては、引き続き5時から21時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から20時まで)の協力をお願いします。

その他、イベント等の開催制限をはじめ、「別紙」のとおりお願いさせていただきます。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ

問合せ先

環境農政局総務室

総務グループ 明 裕敏

045-210-1111 (内線 4019)